

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2019-80422(P2019-80422A)

【公開日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2017-205199(P2017-205199)

【国際特許分類】

H 02 G 15/16 (2006.01)

H 02 G 1/14 (2006.01)

H 02 G 15/007 (2006.01)

H 01 R 13/56 (2006.01)

【F I】

H 02 G 15/16

H 02 G 1/14

H 02 G 15/007

H 01 R 13/56

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月22日(2020.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

上記の構成によれば、保持部は斜め前方に延出しているので、電線に対して後方に引っ張る力が加えられた場合に、保持部が絶縁被覆を一層強固に保持することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

芯線接続部22の前後方向の中央付近には、上方に突出する接続突部26が設けられている。接続突部26は、芯線接続部22を上方に叩き出して形成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

(本実施形態の作用、効果)

続いて、本実施形態の作用、効果について説明する。本実施形態に係る電線保持部材10は、芯線15の外周が絶縁被覆32により覆われた電線14を保持する電線保持部材10であって、芯線15の外径寸法よりも大きな内径寸法を有して、芯線15が挿通可能な挿通孔42を有する前壁37と、前壁37の異なる複数の端縁から後方に延びると共に、絶縁被覆32の周囲に配される上側延出片38及び下側延出片39と、上側延出片38及び下側延出片39の後端部において絶縁被覆32に向かって突出すると共に、絶縁被覆3

2の外面を挟持する上側保持部40及び下側保持部41と、を有し、少なくとも上側延出片38及び下側延出片39と上側保持部40及び下側保持部41とは金属製である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

上記の構成によれば、少なくとも上側延出片38及び下側延出片39と上側保持部40及び下側保持部41とは金属製なので、上側延出片38及び下側延出片39と、これら上側延出片38及び下側延出片39に設けられた上側保持部40及び下側保持部41により絶縁被覆32を強固に保持することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

<実施形態2>

次に、本明細書に開示された技術の実施形態2を、図7から図9を参照しつつ説明する。本実施形態に係る電線保持部材50においては、前壁51の上端部と上側延出片58とは、側方から見て滑らかな曲面状に連なっている。これにより、前壁51の内面と、上側延出片58の内面とは、曲面によって滑らかに連結されている。換言すると、上側延出片58と前壁51との境界部分には明瞭な段差が形成されていない。